

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については期末日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 7年~50年
動産 2年~20年
なお、平成10年3月31日以前に取得した建物(建物附属設備を除く。)の減価償却の方法は、従来、定率法を採用していましたが、旧株式会社三井住友銀行との合併を契機に、当期より定額法に変更しております。この変更により、定率法により減価償却した場合に比べ、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ38百万円増加しております。
7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づき定額法により償却しております。
8. 新株発行費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号。以下、「旧報告」という。)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用していましたが、当期からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき旧報告が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準を適用しております。当該経過措置に基づき、「資金関連スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。
資金関連スワップ取引については、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主簿により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。
なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
なお、当期より、「銀行等金融機関において貸倒引当金の計上方法としてキャッシュ・フロー見積法(DCF法)が採用されている場合の監査上の留意事項」(日本公認会計士協会平成15年2月24日)の趣旨を踏まえ、当該債務者に対する債権の全部又は一部が下記28.の3カ月以上延滞債権又は下記29.の貸出条件緩和債権に分類される債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案する必要と認められる金額を特定海外債権引当金として計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は954,041百万円であります。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。

13. 債権売却損失引当金は、株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。なお、この引当金は商法旧第287条ノ2に規定する引当金であります。

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. ヘッジ会計の方法として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、「リスク調整アプローチ」を適用しております。これは、デリバティブ取引を用いて貸出金、預金等の多数の金融資産及び負債から生じる金利リスクを総体で管理するマクロヘッジの一手法であり、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められた要件を満たす方法であります。ヘッジ有効性の評価は、許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証することにより行っております。また、会計処理方法としては、繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

なお、リスク管理方針との整合性を考慮し、一部のヘッジ目的のデリバティブ取引については、「金利スワップの特例処理」等を適用しております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

17. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金 18百万円 金融先物取引法第82条の規定に基づく準備金であります。

株式会社には親会社株式1,440百万円が含まれております。

19. 子会社の株式及び出資総額 1,081,885百万円

20. 支配株主に対する金銭債権総額 256,659百万円

21. 支配株主に対する金銭債務総額 64,832百万円

22. 子会社に対する金銭債権総額 965,530百万円

23. 子会社に対する金銭債務総額 2,110,162百万円

24. 動産不動産の減価償却累計額 497,262百万円

25. 動産不動産の圧縮記帳額 71,044百万円

26. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部については、リース契約により使用しております。

27. 貸出金のうち、破綻先債権額は172,403百万円、延滞債権額は2,390,173百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

28. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は114,756百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,492,199百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

30. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、5,169,531百万円あります。但し、左記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、40,811百万円あります。

なお、27.から30.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

31. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は985,472百万円あります。

32. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	105,888百万円
特定取引資産	988,846百万円
有価証券	11,309,257百万円
貸出金	4,738,320百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー	1,700,000百万円
売現先勘定	4,106,910百万円
債券貸借取引受入担保金	4,159,736百万円
売渡手形	6,203,300百万円
支払承諾	96,270百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金54,330百万円、特定取引資産13,937百万円、有価証券4,647,739百万円及び貸出金781,138百万円を差し入れております。

33. 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は937,683百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,093,469百万円であります。

34. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び平成14年3月31日
 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出

35. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,513,625百万円が含まれております。

36. 社債には、劣後特約付社債634,859百万円が含まれております。

37. 1株当たりの当期利益 68,437円74銭

当期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。この変更による1株当たりの当期利益の額に与える影響はありません。

38. 商法旧第290条第1項第6号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産額は124,744百万円であります。

39. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中のコマーシャル・ペーパー、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権が含まれております。以下42.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額		時価		差額		うち益		うち損			
当期の損益に含まれた評価差額		414									
満期保有目的の債券の時価のあるもの		貸借対照表計上額		時価		差額		うち益		うち損	
国債	261,027	263,844	263,844	2,816	2,816	2,816	2,816	-	-	105	
その他	24,747	25,734	25,734	986	986	1,092	1,092				
合計	285,775	289,578	289,578	3,803	3,803	3,909	3,909				

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

子会社・子法人等株式		時価		差額		うち益		うち損			
80,640百万円		60,212百万円		20,428百万円							
その他有価証券で時価のあるもの		取得原価		貸借対照表計上額		評価差額		うち益		うち損	
株式	3,068,818	2,916,463	2,916,463	152,354	152,354	105,269	105,269	257,624	257,624		
債券	13,185,483	13,294,195	13,294,195	108,712	108,712	112,417	112,417	3,705	3,705		
国債	12,013,653	12,088,036	12,088,036	74,383	74,383	77,719	77,719	3,336	3,336		
地方債	285,316	294,274	294,274	8,957	8,957	9,041	9,041	84	84		
社債	886,513	911,885	911,885	25,371	25,371	25,656	25,656	284	284		
その他	4,257,285	4,283,071	4,283,071	25,785	25,785	39,993	39,993	14,207	14,207		
目的区分変更	-	-	-	36	36	36	36	-	-		
合計	20,511,587	20,493,730	20,493,730	17,820	17,820	257,717	257,717	275,537	275,537		

なお、上記の評価差額が、「株式等評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当期におけるこの減損処理額は65百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定められております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

40. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
1,141,376百万円	4,758百万円	10,149百万円

41. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	404 百万円
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,087,745
関連法人等株式	15,402
その他	16,933
その他有価証券	
非上場債券	1,169,222
非上場外国証券	193,160
非上場株式(店頭売買株式を除く。)	246,305
その他	125,308

42. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,359,393 百万円	7,535,311 百万円	3,672,876 百万円	156,863 百万円
国債	3,224,334	5,978,363	2,991,982	154,383
地方債	6,119	102,653	184,920	580
社債	128,939	1,454,295	495,973	1,900
その他	214,065	2,799,945	739,691	707,823
合計	3,573,459	10,335,257	4,412,567	864,687

43. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	1,629 百万円
当期の損益に含まれた評価差額	12
その他の金銭の信託	
取得原価	23,043 百万円
貸借対照表計上額	22,999
評価差額	44
うち益	510
うち損	555

なお、上記の評価差額が「株式等評価差額金」に含まれております。

44. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に 999 百万円含まれております。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「国債」に 140 百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は 2,064,696 百万円、当期末に当該処分をせずに所有しているものは 84,767 百万円であります。

45. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,744,811 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 25,709,692 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

46. 当期末における退職給付引当金並びに同引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産(未認識数理計算上の差異を除く。)は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金	厚生年金基金	合計
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除前)	113,881 百万円	153,317 百万円	267,198 百万円
退職給付信託の年金資産 (未認識数理計算上の差異を除く。)	93,376	101,006	194,382
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除後)	20,505	52,311	72,816

当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	1,104,255 百万円
年金資産(時価)	706,502
未積立退職給付債務	397,752
会計基準変更時差異の未処理額	40,335
未認識数理計算上の差異	337,302
未認識過去勤務債務(債務の減額)	52,701
貸借対照表計上額の純額	72,816

47. 東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年4月1日東京都条例第145号）（以下、「都条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成12年10月18日、株式会社さくら銀行及び株式会社住友銀行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金16,633百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金36,175百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告及び上告受理申立てをし、同月13日、株式会社三井住友銀行を含む一審原告各行も上告及び上告受理申立てをしております。

このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとして認めたということではありません。都条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、前々期が株式会社さくら銀行が第11期に計上した金額と株式会社住友銀行が第157期に計上した金額の合計で16,833百万円、前期が株式会社三井住友銀行が第1期に計上した金額が19,862百万円、当期が1,439百万円（株式会社三井住友銀行が第2期に計上した金額との合計で18,269百万円）を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ、経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、所得が課税標準である場合に比べ、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。この損益影響により、純資産額は32,495百万円減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は98,703百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は3,236百万円減少しており、これらにより純資産額は95,467百万円減少しております。

また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年6月9日大阪府条例第131号）（以下、「府条例」という。）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。

平成14年4月4日に、株式会社三井住友銀行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成14年5月30日大阪府条例第77号）（以下、「平成14年改正府条例」という。）が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」（平成15年3月25日大阪府条例第14号）（以下、「平成15年改正府条例」という。）が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当期に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当期の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低いものとなる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例及び平成15年改正府条例を合憲・適法なものとして認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は48,699百万円減少し、「再評価に係る繰延税金負債」は1,575百万円減少しており、これらにより純資産額は47,124百万円減少しております。

48. 「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より銀行業に対する法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの（平成15年改正前地方税法第72条の12）から、「付加価値額」、「資本等の金額」及び「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」及び「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例及び府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。

この変更に伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は、当期の38.62%から40.46%となり、「繰延税金資産」は67,657百万円増加し、当期に計上された「法人税等調整額」は同額減少しております。また、「再評価に係る繰延税金負債」は2,634百万円増加し、「土地再評価差額金」は同額減少しております。

49. 当期より、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」（企業会計基準第1号）を適用しております。この変更による当期の資産及び資本に与える影響はありません。
50. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成15年4月22日付内閣府令第47号）により改正されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。
- (1) 前期における「評価差額金」は、当期より「株式等評価差額金」として表示しております。
 - (2) 前期において資本の部は、「資本金」、「法定準備金」及び「剰余金」として区分掲記していましたが、当期より「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」として表示しております。